

平成 29 年度第 1 回尼崎市環境審議会 議事概要

日時：平成 29 年 11 月 17 日（金） 午前 10 時から正午まで

場所：市政情報センター ホール 1

出席委員：13 人

傍聴者：なし

開会

事務局：

委員の更新があったため、会長・副会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

- ・定足数の確認
- ・委員紹介
- ・局長あいさつ
- ・資料確認

議事

< 議題 1 会長・副会長の選出について >

事務局：

今回は、委員の更新後の第 1 回目の審議会ですので、まず、尼崎市環境審議会条例第 5 条に基づき、会長・副会長の選出をお願いすることになります。選出につきましては、条例では互選となっておりますが、委員のどなたか、推薦等のご意見はありますでしょうか。

特にないようでしたら、僭越ではございますが、事務局からご提案をさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局：

ありがとうございます。

それでは、ご提案させていただきます。尼崎市環境基本計画の策定において、審議会の円滑な運営にご尽力をいただきました東海委員に引き続き会長をお願いするとともに、本市環境審議会以外にも本市の公園緑地審議会において計画策定にご尽力いただいた赤澤委員に副会長をお願いしたいと考えております。

皆さま、いかがでしょうか。

委員一同：
異議なし

事務局：
異議なしとのことですので、まず、東海委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

委員：
ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局：
次に、赤澤委員お引き受けいただけますでしょうか。

委員：
皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：
ありがとうございます。
それでは、次の議題へ移りたいと思います。
ここからの議事進行につきましては、当審議会条例第 6 条に会長が議長となるとありますので、会長をお願いしたいと思います。東海会長よろしく願いいたします。

< 議題 2 平成 28 年度の環境に関する取組状況について >

会長：
それでは、議事に入りたいと思います。
引き続き、お手元の次第に沿って進めてまいります。
まず、2 つ目の議題であります、「平成 28 年度の環境に関する取組状況について」です。こちらは平成 26 年 3 月に策定しました「尼崎市環境基本計画」に基づいて、本計画の進捗管理を行う PDCA サイクルの一環として、尼崎市の環境白書である「尼崎の環境」により、本審議会に対し報告させていただくものでございます。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：
それでは平成 28 年度の環境に関する取組状況について、資料 1 に沿って説明させていただきます

ます。

【平成 28 年度の環境に関する取組状況について説明】

会長：

平成 28 年度の環境に関する取組状況について説明いただきましたが、目標間で取組内容等が重なること部分もありますことから、どこからでも構いませんので、何かご質問・ご助言等がありますでしょうか。

委員：

まず、目標 1 の本編、トピックス記載にあります、まいぼカードについての取組ですが、指定の時間帯に買い物をすればお得になり、結果的に電力のピークカットにつながるということで、非常に尼崎らしいよい取組だと思います。こういった取組を市全体で進めていかれるとよいと思いました。

もう一つ、スマートコミュニティの取組の一環である V2H の補助についてですが、V2H を利用することで、地域のエネルギーの融通を行うことができ、市内全体のエネルギーの使用を減らすことができます。今後どんどん IT が発展し、このようなエネルギー融通のできるシステムが広がってゆくと思いますので、この取組は先駆的で非常に良い取組だと思います。

次に、自転車の取組についてですが、尼崎市自転車のまちづくり推進条例が制定され、コミュニティサイクルを検討しているとあります。コミュニティサイクルなどは様々な自治体で行われているかと思いますが、そういったシステムを作るだけで完結させずに、自転車が安全に快適に乗れるようにハード面の整備も必要だと思います。そのようなハード面の観点も今後検討してもらえればと思います。

目標 2 ですが、今、食品ロスが注目されていますが、特に給食の残渣が多いと聞いております。食育を通じた食品ロスの削減を他部署と連携して進めていければと思いました。

また、ごみ分別アプリの配信を検討しているとありますが、これは実際にやっている自治体がありまして、とても効果があると聞いています。尼崎市でもぜひ取組んでいただきたいと思います。

次に目標 4 ですが、平成 28 年度の生垣の補助制度の利用が 1 件だったとあります。生垣は生き物の生育環境にもなりますし、地震の際に崩れず安全だと聞いています。まちの景観に与える印象も大きいので、このような取組をもっと進めていくとよいと思いました。

また、尼崎は工場等が多いので、工場等の屋上緑化であったり、壁面緑化を進めてゆけば、生物のネットワークも構築できると思いますので、そのような施策を進めていければと思いました。

目標 5 の尼崎エコ事業促進貸付という事業ですが、平成 28 年度の利用はなかったとあります。この目標 5 には、環境に良い製品・サービスを提供することと、事業活動そのものの環境負荷を小さくするということの 2 つの方向性があると思うのですが、前者の環境に良い製品・サー

ピスを尼崎の企業が提供しているとなると市のイメージも良くなりますし、それでこそそのグリーンニューディールではないかと思えます。温室効果ガスの排出を削減するだけでなく、新たな価値を創出するということを支援していくと良いと思いました。

目標 6 のついて、とてもたくさんのことを行っており感心しました。一つ申し上げるなら、例えば西宮市では、こどもにカードを配り、環境保全関連施設に訪問したり、環境イベントに参加するとスタンプを押してもらえるなど、街全体で、環境活動を応援するようなことをされています。尼崎市も多くの環境活動を行っているので、個々の活動がつながっていけば街全体がもっと素敵になるのではないかなと思います。

会長：

今後の進め方について様々な助言ありがとうございました。事務局の方から何かご意見がありましたらお願いします。

事務局：

ご意見ありがとうございました。

自転車については、平成 28 年度に条例を策定しまして、今年度はその条例を具体化するための計画の策定を進めております。財政上の事情もございますので、一朝一夕に自転車道が整備される状況ではありませんが、地道な取組を進めております。会場のすぐ近くにある踏切なども、以前は自動車と自転車、歩行者が入り乱れて横断していましたが、今年の 9 月から自動車は通行止めとなっています。もちろん、環境だけのことを考えて行った取組ではありませんが、尼崎の平坦な地形の特徴を活かし、自転車の取組を進めているところです。

事務局：

貴重なご意見ありがとうございました。環境施策とは環境が良くなればもうやらなくていいという印象を与えがちですが、施策を進めていくうえで、我々は今後の 100 年 200 年を見据えて実施していく必要性があると強く感じています。

特に、自転車については、平坦な街の中で自転車をいかに活用していくかという、ニーズが非常にたくさんあります。環境施策にはニーズをとらえてうまく CO₂ の削減につなげていくものと、先駆的で良い取組だけれども、ニーズが少なく、後押しされていない部分について、我々行政が押し進めていくものの 2 つがあると思います。我々は先駆的な取組にチャレンジする都市として、環境モデル都市に選定されておりますので、今後も、ニーズのある施策と、ニーズはあまりないけれども、押し進めて行くべき施策、両方を強く進めてまいりたいと考えています。

委員：

目標 4 について、生物の生息環境・市民の興味・関心状況の表に「ブラックリスト種の利用」とありますが、これは具体的にどういうことなのでしょうか。

それから、目標 4 の表に環境基準の達成状況が項目出しされていますが、もちろん環境基準が満足に達成されないと生物の生息環境というのも実現されませんが、これは目標 3 に入れるべき項目で、もっと生物についてのことを指標に入れた方がよいと思います。

また、言葉の使い方なのですが、「多様な生き物の生息環境」とありますが、生き物は動物も植物も両方入っているので、本来は生息・生育環境という言葉を使うべきかと思います。資料全体に使われている用語ですので、生育という用語を追加した方がよいと思います。

それと、毎回申し上げていることなのですが、尼崎の森中央緑地は生物多様性の取組が日本で一番進んでいるところであります。遺伝子の多様性を考え、植栽する際も地域の遺伝子を全面的に利用してやっているというのは、日本では尼崎市でしか行われていない取組です。「尼崎の環境」にも中央緑地の取組はところどころに書かれていますが、もっと盛り込んだほうがよいのではと思います。

また、尼崎の小学校 4 年生では探検事業というものすごく面白い事業を持ってもらっています。県全域で、3 年生と 5 年生は自然の体験学習をやっているのですが、4 年生が抜けてしまっています。その抜けている 4 年生の部分に尼崎市は探検事業を持ってきており、中央緑地に行っています。「尼崎の環境」にも書かれていることですが、そこで小学生たちは生物多様性のことを学んでいるので、目標 4 の方にも入れた方がよいのではないかと思います。

これも何度も申し上げておりますが、尼崎市も生物多様性のガイドラインというのを作られています。やはり生物多様性尼崎戦略をぜひ作っていただきたい。この辺では、西宮、川西、伊丹、宝塚といった自治体がすでに作っており、作っていないのは尼崎だけとなっています。尼崎市も何もやっていないわけではないのですが、生物多様性戦略といった形で、まとめていく必要があると思います。西宮や伊丹は策定して既に 5 年目となり次の段階にきていますので、尼崎市も生物多様性戦略を作っていただければと思います。

会長：

大変貴重なご意見ありがとうございました。私も目標 4 の表にある環境基準の達成状況というのは、目標 3 に入れた方が分かりやすいのではないかなと思います。事務局から何かありませんでしょうか。

事務局：

ご意見ありがとうございます

まず、環境基準の達成状況というのは、目標 3 の方でも合わせて評価はしておりますが、水生生物のための生息環境をみる上で、必要な項目については、今回、特出ししてみようということで目標 4 の表に入れさせていただきました。

ブラックリストの利用の項目で 0 件とあるのは、兵庫県が生物多様性の保全のために使用してはいけない種をリストアップしており、そのリストに載っている種を、公園の整備や市有施設の樹木として新たに利用していないかチェックし、利用があった件数を記載したものです。

民有施設においては一定規模以上の面積であれば、緑化について協議を行うこととなっているので、その際に、ブラックリストに載っている種を使っていないか、チェックするものであり、平成 28 年度は市有施設、民有施設においてブラックリスト種は利用させていませんでしたので、0 件となっています。

事務局：

生息生育環境の表記については、資料の中にたくさん使われているの思うので、確認して改めさせていただきます。

小学校の環境学習の話ですが、先ほどの花田委員からの提案などにもあったように、啓発という中で、どう教育と連携してやっていくのかというのは課題に思っているところでありまして、今後の計画の見直しや施策について活かしていきたいと思います。

中央緑地につきましても、大きな動きがあった際には記載できるよう検討してまいります。

委員：

一点よろしいでしょうか。

ブラックリストというのは兵庫県で以前私たちが作ったのですが、作った目的には、ブラックリストに載っている種を使わないということと、今までたくさん植えてしまったブラックリスト種にどう対応するかという 2 点がありました。ブラックリスト種に載っている種を使わないのは当たり前の話ですので、ブラックリストに載っている種をいかに減らすのか、というイメージで、この項目については見ていたので、先ほど質問しました。

実際に尼崎市でもブラックリスト種に対応しており、国が貸している緑地に対して、ブラックリスト種を切るように指示されていますので、それについては 0 件ではないなと思っていました。

事務局：

ご指摘のとおり、尼崎は生物多様性の考え方が広まる前の時代に、とにかく緑地を増やそうとした結果、ブラックリスト種がたくさん植わっている状態になってしまいました。しかし、ここまで育った緑をブラックリスト掲載種という理由だけで一律にすべてを切ることは、庁内でも意見が分かれているところでもあります。当たり前のことと言われてしまえばそれまでなのですが、少なくとも、まず増やさないということ、特に民有施設についても強く打ち出していくということで指標化させていただきました。くり返しになりますが、既存のブラックリスト種の対応については引き続き庁内で話し合っ、検討してまいりたいと思います。

また、地域戦略についてなのですが、将来的な課題として策定を目指すというのは共通認識でございます。ただ、中身がない、実効性、具体性の欠いた計画になることは避けたいと考えています。現在、庁内検討会の中でこういったことができるのか検討している段階ですので、もうしばらくお待ちいただけないかなと考えております。

事務局：

公園部局からも一言申し上げます。

ご指摘にあったとおり、ナンキンハゼなどのブラックリスト種は街路樹として市内にたくさん植えられています。では、なぜ抜かないのかというところですが、正直なところ、抜いて処分する予算と、新しい樹木を植える予算がなく、処置が追いつかないというのが実状です。しかし、下水の工事や、道路の舗装のやり替え時などに、街路樹を抜く機会がありましたら、その都度植わっていた樹木が生物多様性上問題のある種かどうか確認し、必要に応じて樹木を交換しているところでもあります。

また、先ほど、生垣助成が 1 件しかなかったということですが、この制度は緑化基金ができた昭和の時代からありまして、時代とともに、剪定する者がいなくなったり、共働き等で落ち葉の掃除できないなどの理由で件数が減ってきています。我々も地震の際の有効性などを PR しているのですがなかなか利用が進まないと感じているところです。

最後に、工場の屋上緑化、壁面緑化についてですが、兵庫県の事業所緑化の規制の中で、地上部に置くことのできない緑を屋上に置くことで面積にカウントできるという制度があります。事業者にとっては地上部分を有効活用できますが、景観の観点から言うと、地上部の人目に触れる緑地は減ってしまうので一長一短だと感じています。尼崎市では平成 24 年に工場緑化の準則条例を作りまして、同じように敷地を緑化する場合には接道部分に緑地を整備すると通常より緑地面積を大きくカウントするというインセンティブを持たせています。この制度は施設の改修をしたいけれども、緑地を確保できないといった事業者からとても好評をいただいています。

委員：

今までのブラックリスト種の話は市や民間が管理する樹木のことだったかと思うのですが、自然発生的に生息している外来種の対応について質問させていただきます。尼崎市内で公園や河川でどこからか飛んできた外来種が成長し、周辺の在来種に影響を与えてしまうという事例があり、地域の市民団体の方が駆除の活動をされています。例として具体的な取組を申し上げますと、猪名川藻川の水辺まつりの開催の前に外来種を抜くというイベントを行っています。私がお伺いしたいのは、市の取組以外で自然発生的に増えた外来種の駆除や、実態調査、改善できたかどうかの評価を行っているのか、または今後行う予定があるのかということです。

もう一点は、廃棄物についてです。焼却対象ごみ量が減ってきたということは素晴らしいと思いますが、一方で不法投棄の量というのは現状どのようになっているのでしょうか。「尼崎の環境」の本編ではリサイクルということで市民の啓発を行っているとおあるのですが、尼崎市内の不法投棄の現状が改善されているのか、そういったことの評価を今後どのようにしていくのか、この二点をお伺いしたいと思います。

会長：

ありがとうございます。時間の方が迫ってきましたので、他委員の方がご意見ありましたら、一括して意見を出してもらって、事務局の方から答えてもらおうと思います。他に何かありますでしょうか。

委員：

目標 1、目標 2 の指標は絶対量にされていますが、これから人口が減少してゆく中で、一人当たりというような、人口ベースでの見せ方も必要ではないかと思います。

また、目標 2 の指標はごみの焼却対象量で見えていますが、焼却量だけ切り取ると何かの施策が大きく反映してしまうことがあるので、リサイクルした量などを含め、全体で見る必要があると思います。指標の見せ方として焼却対象量だけというのは違和感があります。

目標 3 の水質の指標について、河川と海域がひとつにまとめて表記されていますが、普通、河川と海域は分けて表記されるものなので、一括で書かれていると違和感を感じます。本編を見ると海域は測定地点が少なかったなので、まとめて書かれているのでしょうか。

また、連携という点で、人口が 45 万人もいる尼崎市では難しいかもしれませんが、世界的には FutureEarth や co-design といった概念でいかに連携、協力してやっていくかが課題になっています。日本の行政はどうしても縦割りなところにあり、他部局に手を出しにくい状況ではあると思いますが、連携についてはどのようにされていくのかをお伺いしたいです。

あとは、最初にニーズのあるものとなないものがあったかと思うのですが、今後どのようなものに旗印にしていくのかということがあると思います。最近 Sustainable Development Goals の SDGs に基づいて様々な計画が作られており、現在改定中の第 5 次の環境基本計画もそれに基づいた内容になっていると思いますので、そういったことも引用しながら計画策定をしていくということも大事なのではないかなと思います。

委員：

ページで尼崎が目指す環境像「ECO 未来都市あまがさき」とありますが、そもそもこの「ECO 未来都市あまがさき」が達成されたらどんな尼崎になるのかということがよくわからないのでそれを確認させていただきたいと思います。

また、持続可能なまちづくりとありますが、定住人口がどんどん減り続けていたのでは持続可能なまちづくりはできないと思うのですが、それぞれの環境目標が達成された時、はたして定住人口がどうなっているのかという視点を持たれているか、また、それにつながることを今されているのかというのが一点あります。そして、目標 1 から 6 まだがそれぞれどの施策に結びついているものなのか、そこにかかけられた予算、税金がどれだけ投入されているのか、それに対してどれだけ費用対効果、レバレッジを効いたことをやっていたのかという視点も必要なのかなと思っています。

また、これらの環境目標は尼崎市の中で完結しているのですが、ファミリー人口が減少しているなかで、人口流出先の自治体と比較し、これからの自治体間の競争を勝っていけるのかという

視点で見ていく必要があるのではないかと思います。環境だけの話で終わるのではなく、シティプロモーションなど、他局間の連携というところにも及んでくるのではないかと思います。

委員：

生き物の生息環境についてですが、河川の方も以前に比べたらすごく水質もきれいになって、水生植物も動物も生息環境が良くなったと思うのですが、何年か前に武庫川の河川を改修した際に、葦の群生地が無くなってしまい、それによって今まで見られていた野鳥が見られなくなってしまいました。今後は河川を触る際や、公園の改修を行う際、そこに生息する動植物だけでなく、そこを利用する動物のことも考えて整備して行ってほしいと思います。

会長：

ありがとうございました。それでは以上のご指摘を踏まえて、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

ありがとうございます。

まず、外来種についてですが、市民からの要望もあり、駆除と啓発を兼ねた、駆除イベントを河川などで行いました。しかし、実際のところ市内にどれだけ外来種が生息しているのかという、総合的な把握はされていないというのが現状でございます。もちろん、身近なところから啓発を兼ねた駆除を進めていっているところですが、河川では上流から種が流れてくる等の理由で抜いてもすぐ生えてくるということもあります。そういった、広域的な協力なども含めて、今後検討していく課題だと思っています。

事務局：

不法投棄についてお答えいたします。尼崎市ではすべて市街化区域となっており、不法投棄自体が非常に目立つ状態であり、山などに捨てられる他の自治体と比べて目立ってはいます。しかし、従来は不法投棄の通報、届出されたものはすぐにすべて回収していましたが、ここ10年ほどは、中身を確認して、排出者が分かるようなものは警察と協力して対応するなど、不法投棄をされない環境づくりを進めております。その結果、重量的にはかなり減少し、不法投棄されているもの自体の重量も軽くなってきており、悪質性も低くなってきております。これはパトロールや地域の方と協力し張り紙を張るなど啓発活動の取組の成果だと感じております。

次に焼却対象ごみ量の指標についてですが、この概要版の資料では焼却対象ごみ量を挙げておりますが、当然人口が減っていけば、ごみも減っていきますので、一人一日当たりの排出量という指標も持っております。たとえば平成23年時では家庭ごみ一人一日当たり520gでした。平成32年度の目標値は一人一日当たり480gと設定し、現在は一人一日当たり450gですので、相当量も減ってきております。リサイクルや事業系だけの量などそれぞれいろんな指標がありま

すが、指標については出し方の部分がありますので、その辺は工夫していきたいと思います。

事務局：

引き続きまして、水質基準の河川海域の区分ですが、これは単純にスペースの都合で一つにまとめてしまったということでございます。

連携につきましては、環境モデル都市アクションプランを策定する際に、庁内の横の連携は強化しているところございまして、特に温暖化対策で大切になる経済と環境というところでは、経済環境局という一つの局になるということで連携を図っているということでございます。もちろん、温暖化対策や緑化の取組は本格的な横連携がないと達成できないことは、我々も痛感しているところであり、他局間で連携した会議も活用しながら進めて参ります。

SDGsにつきましても、承知しておりますが、どう組み込んでいくかというのは課題だと思っています。尼崎市環境基本計画には6つの目標がありますので、これがそれぞれSDGsの17の目標のうちどれにあたるのかなどを整理していくといったところから取り組んでまいりたいと思っております。

続いて、「ECO 未来都市あまがさき」とは何かという話ですが、この6つの目標が達成できているような街というのが、環境的にも素晴らしいまち、というイメージで「ECO 未来都市あまがさき」としており、具体的にどんな街といわれると、環境に配慮した素晴らしい街としかお答えができないところです。

ただ、こういった環境目標が達成していくことにより、公害の街という市のイメージの改善だけでなく、マイナスがプラスとなり、環境先進都市というイメージを発信していくことが定住転入促進にもつながってゆくと考えております。

また、周辺市との競争についてですが、大気環境等は空がつながっておりますので、他市と比較することはできるので、ベンチマーク的な発信方法、見せ方が可能ではないかと考えています。

ただし、温暖化対策などの項目は、例えば西宮は工場がありませんので、尼崎の3分の1程度の温室効果ガスしか出していません。姫路市などは製鉄所や火力発電所があるため、尼崎の約2倍は出しています。このように都市の特徴によって、状況や課題が異なってくるものがありますので、それぞれのまちの特徴にあった目標を作り、対応をしており、一概に比較できないものもあります。

葦の群生地につきましては、頂いた意見については関係部署と情報共有したいと思っております。

事務局：

費用対効果についてのご質問ですが、できる部分とできない部分があります。

環境審議会におきましては市民の皆さんや学識経験者の皆さんの意見を聞きまして、こうすべきではないかといった助言をいただくところでもあります。それを受け、行政の中、議会の中で費用対効果という重要な視点でについて審議し、優先順位を付けたうえで施策を展開させていきたいと考えております。

会長：

ありがとうございます。時間もおしてますので、3 つ目の議題に移りたいと思います。「平成 28 年度の環境モデル都市アクションプラン取組結果について」です。

尼崎市は平成 25 年 3 月に国から「環境モデル都市」に選定され、翌年に、取組を計画的に進めていくために平成 26 年から 30 年を計画期間とする「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を策定しています。本アクションプランで実施した取組については、国の定めた様式に基づき、毎年自ら評価・報告することとなっており、その概要について本審議会に対し報告させていただくものでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

それでは「環境モデル都市アクションプラン取組結果」について、資料 3 に沿ってご説明させていただきます。

【環境モデル都市アクションプラン取組結果について説明】

会長：

環境モデル都市アクションプラン取組結果について説明いただきましたが、何かご質問・ご助言等はありませんでしょうか。

委員：

産業部門は尼崎の一つの特徴だと思うのですが、「尼崎の環境」の資料編のグラフをみても近年、産業部門の温室効果ガスが大幅に減少しています。目標 5 のところでも原単位が、平成 23 年頃から減少しておりまして、これの影響が大きいと思いますが、お伺いしたいのはこの産業部門の大幅な減少というのは何が要因なのか、ここが市の取組として効果を発したものであるなら、モデル都市の成果として強く掲げるべきではないかと思います。

また、将来にわたって、この産業部門をどうされていく予定なのでしょう。現在、国では 2050 年目標 80%削減と、とんでもなく高い目標を掲げており、国内に産業があると達成できませんので、国内で物を作るのが一番 CO₂ の排出を少なく済むのに、わざわざ海外の工場で作ることになり、地球全体での排出量は増えるという結果を招く可能性があります。このような観点から、尼崎市は産業部門をどのようにとらえていくのでしょうか。先ほど花田先生からお話があったように、環境に良い製品・サービスを提供するといった視点をもつなど、尼崎の特徴として、この産業部門を長い目でどう見ていくのかというのがあれば教えていただきたい。

委員：

Cの地域活力の創出の中で、本庁内、公共施設や街路灯等で公園課のLED化を着実に進めているとのことですが、今どのくらいの比率で進んでいるのでしょうか。やはり目標は100%なのでしょうか。

もうひとつ、Eの取組の普及・展開に自転車の利用の促進を図っていくとあります。環境面でこのこと書かれているんですが、近年、駅前とかの路上駐輪が増加しています。その辺は都市整備局と一緒に考えていけないといけないと思うのですが、環境面での対策というのはどのように考えておられるのですか。

委員：

今ご指摘のあったLED化ですが、Cの地域活力の創出の参考指標に本庁舎と街路灯公園等のLED化と、住宅エコリフォーム補助件数というのが上がっておりますが、これがなぜ地域活力の創出の参考指標になるのか、この「地域活力の創出」の定義も踏まえて、おしえていただければと思います。

委員：

Dについて中央緑地されている小学校4年生の環境体験学習ですが、講師はNPOの若い方がされておられました。また、地域の自然環境について良く知ってる方が市民の中にたくさんおられて、そのような方々が学校に行って、継続的に指導されたりしていますので、ひとつ指標に入れてもいいのかなと思います。問い合わせれば、講座数や小学校の児童数などはすぐわかりますので、入れたらどうかと思いました。

事務局：

産業部門のCO₂が減った原因ですが、企業数とリンクしているというのは事実です。ただ、一方で、出荷額あたりのCO₂量というのむしろ減ってきています。ご存じのように大規模事業者については省エネ法で年平均1%ずつエネルギーをカットしていく必要があり、その影響で減ってきているということがあります。また、パナソニックのプラズマディスプレイ工場の撤退など、大規模事業者の出入りがあった場合は急増急減があるということも事実です。

将来的な目標といたしましては、当然、経済については雇用や税収、また、社員の定住といった面でも欠かすことのできない部分だと思っていますので、いかに環境目標を達成しながら、経済発展をしていくか、経済と環境の共生を謳っている以上これは永遠のテーマだと思っています。特に中小企業で省エネ対策はコスト的に苦しいというところにどうやって、省エネ機器を入れていくか、そういうところに重点を絞って取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、LED化でございますが、現在本庁の65%はLEDになっております。街路灯はまだ30%程度です。ただ、ほとんど使わない部屋の白熱電球までLEDに変えるというところはまだコスト的に採算が合わないというところもありますので、より削減効果の高い常時使っている箇所から、取換えを進めているところです。

自転車の路上駐輪の問題は、自転車を増やすとなると、常に課題となってくるところです。環境面としては、自動車通勤から自転車通勤へ転換するよう企業に勧めるといった活動が中心になっていくと思います。自動車を止めて、自転車に切り替える、かつ、事業者内に駐輪させ、路上駐輪させないというのが基本的な考え方だと思います。

地域活力は創出とはその都市の持続的な発展に寄与するという意味があり、住宅エコリフォームで言いますと、補助をするときに市内の事業者を利用した場合は補助額が増えるという制度を設けております。そのことで、市内の事業者、特に中小企業の利用を促進し、地域の経済を盛り上げていくということを狙ったものです。また、省エネ施設の設置であれば、市内事業者の施工で補助額を上乗せするというような制度を設けています。そういったことで、市内の小さな事業者のスキルアップと利用促進に努めているところです。

NPO 主催の小学校の講座数や体験学習については、そういった指標も入れていくことを検討したいと思います。

会長：

以上で締め切ろうと思いますが、他に質問等ありませんでしょうか。

委員：

一点、市の取組について質問よろしいでしょうか。資源ごみの持ち去りについてですが、他の自治体でも条例を作られているようですが、尼崎としてはどのように対応しているのでしょうか。

事務局：

条例化をするうえではまず、ステーション方式なのか各戸収集なのか、収集方法について考える必要があります。条例ではここからごみを持って行ってはいけませんということを決めますので、ステーション方式の場合は場所を指定することができます。条例化しているほとんどの自治体はステーション方式の収集体制となっている自治体です。本市の場合は各戸収集で、どこに置かれたごみが誰のものなのか明確な区分がありませんので、なかなか条例化するには難しいところです。尼崎市では各戸収集が定着しており、分別、リサイクルも進むというメリットもありますので、ステーション方式変更する予定はございません。今後は様々な事例を見ながら、資源ごみは行政回収や地域がやってるリサイクル回収に出していただいて、持ち去りというのを減らしていきたいと考えています。

会長：

それでは時間の方もきていますので、「その他」の議題として、今年度尼崎市にて発見された特定外来生物であるヒアリの対応状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

それでは「ヒアリの対応状況」について資料4に沿って説明してまいります。

【ヒアリの対応状況について説明】

委員：

大阪市の生物多様性戦略を策定する際聞いた情報なのですが、皆さんヒア리를普通のアリの大きさとわかれて、それで通報されるらしいんですが、実際はかなり小さいらしいんです。尼崎市も実物のを示してみるとか、そういったことを周知されると変わってくるかも知れないと思いました。

委員：

注意喚起と周知について、市報で7月と9月に情報を掲載したとありますが、先ほど言われてました、気温が下がり、アリの活動も休止状態のため、調査は来年までしないということ、あまり怖がらないでくださいということの周知というのは市報でされるのですか。

HPは見る人が少ないと思うのですが、市報は見る人が多いので、そういった媒体で、市民の不安も取り除いてほしいと思います。

事務局：

HPについては最新情報をアップしておりますが、市報は締切がありますので少し遅れてしまいます。また、掲載スペースには限りがありますので、重要性が低いとみなされると、掲載されないということがありますが、節目節目でそういった、周知はさせていただこうと思います。

会長：

最後になりますが、ご相談等ありますでしょうか。

無いようですのでこれで審議を終えたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

事務局：

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

本日はいただきましたご意見等については、平成29年度版の「尼崎の環境」に反映させて、発刊したいと思います。

最後に、事務局から今後の審議会の開催の予定についてご案内させていただきます。

来年度は環境モデル都市アクションプランの計画期間の終了年度であるため、新たなアクションプランの策定が必要となります。また、パリ協定発効等の近年の国内外の動きを受けまして、アクションプランと統合する形で地球温暖化対策計画を新たに策定しようと考えております。計画の内容について、審議会でご審議いただきたく存じますので、ご協力のほどをよろしくお願

いたします。

会長：

それでは、本日の審議会を終わりたいと思います。

皆さま、どうもありがとうございました。

以 上